

7月31日は

埼玉県知事選挙

の投票日です！

任期満了に伴う埼玉県知事選挙の投票が7月31日(日)に行われます。

選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力を願いします。

■投票できる方

平成3年8月1日までに生まれ、平成23年4月13日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住している方です。（失権などによる欠格条項に該当している方を除きます。）

※皆野町の選挙人名簿に登録されている方で県内の他の市区町村へ転出した方は、現住所地の「住民票の写し」又は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」があれば、投票することができます。（ただし、平成23年4月13日までに、新住所地へ転入届出をされた方は、原則として新住所地の選挙人名簿に登録されていますので、投票できません。）なお、一度転出した後、さらに他の市区町村へ転出する

■投票の方法

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。候補者氏名（1名）を記載し投票してください。

■投票所および投票時間
投票所および投票時間は、「別表1」とおりです。

■期日前投票

投票日には冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票所に出かけられない方は、投票日前でも投票することができます。

■開票

開票は即日開票とし、7月31日(日)の午後9時から文化会館会議室A（3階）で行います。

■入院（所）中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院（所）中の方は、投票管理者（病院長・施設長など）に投票用紙の請求をすれば、その施設内で不在者投票をすることができます。

■開票所の一般参観

皆野町の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。

■代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由で自分で投票することができない方には、代理投票の制度があります。また目の不自由な方は点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

告示日 7月14日(木)

投票日 7月31日(日)

■郵便による不在者投票制度
身体に重度の障害があるなど、「別表3」の要件に該当する方は、郵便で不在者投票をすることができます。
ただし、制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、交付を希望される方は選挙管理委員会までご連絡ください。
※交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。

午前8時30分～午後8時
7月15日(金)～7月30日(土)
時 間

午前8時30分～午後8時
7月15日(金)～7月30日(土)
時 間

午前8時30分～午後8時
7月15日(金)～7月30日(土)
時 間

午前8時30分～午後8時
7月15日(金)～7月30日(土)
時 間

別表1 投票所および投票時間

| 投票区 | 投票所 | 投票区域 | 投票時間 |
|-----|------------|----------------------------------|------------------|
| 第1 | 皆野総合センター内 | 戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区 | 午前7時から 午後8時まで |
| 第2 | 皆野町文化会館内 | 根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区 | |
| 第3 | 自然休養村管理所内 | 大字金崎・大字国神・大字大渕・大字野巻の全域 | |
| 第4 | 金沢小学校内 | 大字金沢の全域 | |
| 第5 | わく・ワクセンター内 | 大字下日野沢・大字上日野沢の全域 | |
| 第6 | 三沢小学校内 | 大字三沢の全域 | |

※配布(郵送)される入場券に投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください